

○議長（茅沼隆文）

日程第2 議案第27号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、国民健康保険税の課税限度額の見直し、低所得者に係る保険税軽減制度拡充等、所用の改正をしたいので、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の提案をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第27号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年5月21日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、本条例の概要について御説明させていただきます。

国民健康保険税につきましては昨年12月に閣議決定されました、平成30年税制改正大綱におきまして、国民健康保険税の課税限度額等、軽減判定所得基準額の引き上げが決定をされております。

これを受けて総務省は、3月31日付けで地方税法施行令等の一部を改正する政令を公布し、この4月1日に施行されました。

今回、この政令改正を受け、改正案を御提出させていただくものでございます。

改正の趣旨でございますが、現状の国民健康保険において、相当の高所得の方であっても保険税の課税限度額しか負担しない仕組みを改めるために、課税限度額を段階的に引き上げて結果的に高所得層により多く負担をいただき、中間所得層の被保険者に配慮した負担設定を行うというものでございます。

今回は、保険税の課税限度額の段階的引き上げについて、現行の54万円を58万円に引き上げることとされました。

次に、低所得者に対する国民健康保険税の減額措置の対象となる世帯の減額判定所得についての見直しでございます。現行の5割減額の基準につきましては、基礎控除額33万円に加えて、被保険者数に乗ずる金額を27万円としておりますが、これを27万5,000円とし、また2割減額の基準については同様に49万円が50万円とされました。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

開成町条例第 号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険税条例（昭和31年開成町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の規定の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後でございます。

2ページをご覧くださいまして、第2条第2項が先程も御説明いたしました基礎課税額の規定でございます。54万円から58万円に引き上げることによる改正でございます。次に第24条でございますが、こちらの54万円を58万円に改正いたします。

次に第2号の改正であります。基礎控除額33万円に加えて、被保険者層に乗ずる金額を27万から27万5,000円に改正をいたします。

3ページをご覧ください、第3号になります。同様に49万円を50万円に改正するものでございます。

次に第26条、第2項の改正でございます。特例対象被保険者等に係る申告書の提出にあたっては、これまで事実証明書類を提示しなければならないとされておりましたが、改正後は提示を求められた場合も提示となりました。これはいわゆるマイナンバーでの可能となったことによるものでございます。

附則でございます。第1条、この条例は公布の日から施行いたします。第2条改正後の開成町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。なお、お手元に参考資料として、賦課限度額の引き上げ内容と、7割、5割、2割軽減に係る各世帯の合計所得の算出式を添付しておりますので、合わせてご覧ください。

なお、最後に本改正による本庁の被保険者への影響について触れさせていただきます。ただし、平成30年度より、課税方式が3方式に変更されておりますので、29年度も3方式とみなしたうえでの比較となりますことを御了承いただきたいと思っております。まず、限度額の超過世帯数につきましては、36世帯が31世帯、5世帯の減となっております。次に低所得者に係る軽減でございますが、医療分のみで申しあげますと、5割軽減の方は250世帯が254世帯、4世帯の増。人数で申しあげますと、507名が513名、軽減額は899万5,200円から911万400円となります。また、2割軽減の方については同様に225世帯が233世帯、人数が442人が456人、軽減額は316万480円が326万3,520円となる予定でございます。御説明は以上になります。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

質疑ありませんか。

(「なし」という者多数)

○議長(茅沼隆文)

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

討論もないようですので、それでは採決を行います。

○議長(茅沼隆文)

議案第27号開成町国民健康保険税条例の一部を改正する制定することについて、  
原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(茅沼隆文)

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。